

一般社団法人 東庄町シルバー人材センター定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人東庄町シルバー人材センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を千葉県香取郡東庄町に置く。

2 センターは、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

(目 的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者（以下「高齢者」という。）の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条及び第5条において同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 臨時的かつ短期的な就業（雇用によるものを除く。）又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものを除く。）を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること。

(2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行うこと。

なお、都道府県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。

(3) 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと。

(4) 高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うこと。

(5) 前四号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業を行うこと。

(6) その他目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第2章 会 員

(種 別)

第5条 センターの会員は、次の3種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事会の承認を得た者。

ア 東庄町に居住する原則として60歳以上の者。

イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者。

(2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者。

(3) 賛助会員 東庄町内に住所又は事務所がある個人又は団体であって、センターの目的に賛同し、事業に協力するもので理事会の承認を得たもの。

(入 会)

第6条 正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 正会員及び特別会員は、センターの活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会

費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において定める会費規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 正会員、特別会員及び賛助会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 東庄町に居住しなくなったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 全ての正会員及び特別会員の同意があったとき。
- (7) 千葉県暴力団排除条例に該当する者である場合。

(退 会)

第9条 正会員、特別会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款又は規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員及び特別会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又は役員の報酬等の支給の基準
- (3) 第30条第1項に規定する役員の責任の軽減
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 正会員、特別会員又は賛助会員の会費の金額
- (7) 会員の除名
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 第44条に規定する長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員及び特別会員総数の10分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第15条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。ただし、すべての正会員及び特別会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員及び特別会員が書面によって、議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、当該総会において、出席する正会員及び特別会員の中から選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員及び特別会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 総会は、正会員及び特別会員の総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第19条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、正会員及び特別会員の総数の過半数が出席し、出席した正会員及び特別会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は正会員及び特別会員として決議に加わることはできない。

(書面議決等)

第20条 総会に出席できない正会員及び特別会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の正会員及び特別会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前二条の規定の適用については、その正会員及び特別会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員及び特別会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員及び特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第20条の2 理事が正会員及び特別会員の全員に対し、総会に報告することを要しないことについて、正会員及び特別会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議長、出席した会長及び副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役 員

(役員の設置)

第22条 センターに次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法の第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、センターの業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、センターを代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、センターの業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、センターの業務を分担執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき、又は会長及び副会長が欠けたときは、代表権を除く業務執行に係る職務を代行する。
- 5 会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) センターの業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がセンターの目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってセンターに著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第22条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等及び費用)

第28条 役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

3 前二項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするセンター事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引

(3) センターがその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるセンターとその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(役員の責任免除)

第30条 センターは、一般社団・財団法人法第113条第1項の規定により、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の決

議をもって、役員の同法第111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から同法第113条第1項第2号所定の金額（以下「最低責任限度額」という。）を控除した額を限度として免除することができる。

2 センターは、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、役員の同法111条第1項の損害賠償責任について、賠償責任額から最低責任限度額を控除した額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

（構成）

第31条 センターに理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

（1）総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

（2）規程又は規則（法令及び定款で総会決議事項とされる事項に関するものを除く。）の制定、変更及び廃止

（3）前各号に定めるもののほか、センターの業務執行の決定

（4）理事の職務の執行の監督

（5）会長及び副会長、常務理事の選任及び解職

（6）一般社団・財団法人法第118条の2に規定する契約（補償契約）又は同法第118条の3に規定する契約（役員賠償責任保険契約）を締結する場合における契約内容の決定

（7）第30条第2項に規定する役員の責任の軽減

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を、理事に委任することができない。

（1）重要な財産の処分及び譲受け

（2）多額の借財

（3）重要な使用人（事務局長）の選任及び解任

（4）従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

（5）内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他センターの業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

（種類及び開催）

第33条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（1）会長が必要と認めたとき。

（2）会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

（3）前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

（4）第25条第1項第5号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招集）

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び前条第2項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第2項第3号による場合は、理事が、前条第2項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議長）

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

（定足数）

第36条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条の2 理事又は監事が、理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第24条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第40条 センターの資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第41条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 センターの事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で、定時総会において承認を得るものとする。

2 センターは、前項の定時総会の終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第44条 センターが資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 センターが重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第46条 センターは、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、正会員及び特別会員の総数の半数以上であって、正会員及び特別会員の総数の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第47条 センターが解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益認定法第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第8章 事務局

(事務局)

第48条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第49条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬等の規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、別に定める情報公開規程によるものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 センターの公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

この定款は、令和3年6月15日から施行する。

附 則

この定款は、令和5年6月15日から施行する。